

中之条町薪ストーブ購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び、木材関連事業の活性化に寄与するため、薪等を燃料として使用するストーブを購入する費用に対して、予算の範囲内において購入費用の一部を補助することについて、中之条町補助金に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 薪等とは、燃料として用意された木（枝を含む。）木材、木材の廃材及びおがくずを固めたものをいう。

(2) 薪ストーブとは、薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者（事業所を除く。）で、当該補助金の交付を3年度分受けていない者とする。

(1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2) 間伐を推進し、森林環境整備の住民ボランティア活動に参加すること。

(3) 放置されたままの間伐材の処理、利用ができること。

(4) 購入した薪ストーブを設置し、適正に維持管理できること。

(5) 町税及び使用料等を完納していること。

(補助金の額及び補助対象基数)

第4条 補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額は、中之条町に事業所登録している業者（以下「町内業者」という。）から購入又は町内業者に工事発注した場合は、薪ストーブ1基につき購入価格の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）とし、その上限額を160,000円とする。ただし、中之条町に事業所登録していない業者（以下「町外業者」という。）から購入、又は町外業者に工事発注した場合は、町内業者の2分の1の額とする。

(2) 補助対象基数は、1世帯あたり1基とする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ中之条町薪ストーブ等購入補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(2) 設置機種のカatalogの写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定する。

2 補助金の交付は、第7条に定める完了届並びに補助金交付請求書の提出を受け、工事完了を確認した後、予算の範囲内で交付するものとする。

(完了届並びに補助金の請求)

第7条 申請者は、補助金に係わる薪ストーブ設置工事が完了した後、速やかに完了届並びに補

助金交付請求書（別記様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）設置工事前後の状況を明らかにする写真
- （2）領収書の写し
- （3）その他町長が必要と認める書類

（調査）

第8条 町長は必要があると認めるときは、職員をしてその実情を調査させることができる。

（補助金の取消及び返還）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消し、又は、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）補助金の交付申請及び完了届において、虚偽の事実が認められた場合
- （2）この要綱に違反したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。